

令和5年度早期退職に係る募集実施要項

今般、島原市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則（平成26年島原市規則第23号）第2条第1項第1号の規定に基づき、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

- 1 退職すべき期日
令和6年3月31日
- 2 募集をする人数
若干名
- 3 募集の期間
令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで
- 4 募集の対象となる職員の範囲
一般職に属する職員（以下「職員」という。）で、令和6年3月31日現在において勤続期間20年以上年齢45歳以上の職員
- 5 応募又は応募の取下げに係る手続
 - (1) 応募をする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第1）」に必要事項を記入の上、市長公室秘書人事課人事班担当に提出
 - (2) 応募を取り下げる職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第2）」に必要事項を記入の上、市長公室秘書人事課人事班担当に提出
- 6 認定をし、又はしない旨の決定の通知の予定時期
令和5年9月8日（金）までに通知する予定
- 7 応募をすることができない職員
 - (1) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 令和6年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を募集の開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員
- 8 認定をしない旨の決定をする場合
 - (1) 募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認め

る場合

- (4) 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ

認定後に生じた事情により、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

1 0 認定が効力を失うとき

- (1) 懲戒免職等の処分を受けて退職したとき
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職等をしたとき
- (3) 退職後に引き続き職員となった場合等において、退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき
- (4) 募集実施要項に記載された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又は退職すべき期日に退職しなかったとき
- (5) 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けたとき
- (6) 応募を取り下げたとき

1 1 優遇措置

- (1) 支給率は勤続年数に応じ定年退職の場合と同率
- (2) 退職時の給料月額について、引上げ前の定年（60歳）前1年につき3%の加算（60歳から64歳の者が応募認定退職する場合は、加算されません）

1 2 その他

- (1) 応募が認定された場合、別途、退職願の提出が必要。
- (2) 応募を取り下げる場合は、職員採用数に影響するため、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第2）」を速やかに提出すること。
- (3) 早期退職者の募集は、職員の年齢別構成、各年度における定年退職者数、新規採用予定者数等を総合的に検討した上で実施するものであり、毎年度に必ず実施するものではない。

1 3 問い合わせ先

市長公室秘書人事課人事班担当（内線125）

担当 市長公室秘書人事課 人事班 (内線 125)
